

福島県廃棄物処理計画(素案)に対するパブリック・コメント等意見対応表

H23.1.28

資料1-3

No.	パブリック・コメント時の頁・内容	意見等	対応	変更後の頁等
頁 行	本文内容			頁 行
1 3 9	平成20年度の本県の廃棄物の排出状況は図2-2のとおりで、排出量は一般廃棄物*(ごみ)が78万2千トン、産業廃棄物*(ごみ)が834万4千トンとなっています。一般廃棄物については、排出量は生活系ごみが56万2千トン、事業系ごみが21万9千トンなどっています。	ごみの排出量表現で、端数処理の関係で数値が一致しない場合があると注意書きがありますが、生活系ごみと事業系ごみの合計のみが1千トン変わっているだけなので、なんとか合わせられないでしょうか。やはり気になります。	原文通りとします。端数処理の関係で総数と個々の数値が合わないことが生じています。御指摘の箇所以外にありますか、すでに公表された結果もあることから、現行の記載のとおりとします。	3 9
2 16 36	(2) ごみ処理の将来予測 (略) 平成27年度における予測値を平成20年度と比較すると、資源化量及びリサイクル率は増加しますが、それ以外の項目については、減少すると予測されています。	将来予想は、ごみ排出量や最終処分量が減少していく見込みなので、それがはつきりわかるような表現にしてはいかがでしょうか。 たとえば、ごみの排出量は減少し、さらに資源化量、リサイクル率の上昇により、最終処分量は減少すると予測されます。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「...ごみ排出の減量化とりサイクルの進行により、資源化量及びリサイクル率は増加しますが、それ以外の項目については、減少すると予測されています。」	16 36

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容			頁	行
3	19	37	○課題3 生活排水処理施設等の適切な維持管理について (略) 合併処理浄化槽については、浄化槽法に基づく法定検査として、施設の使用開始後3月を経過した日から5月以内に浄化槽の所期の機能が発揮されていることを確認する検査（7条検査）と、毎年1回浄化槽の性能が性状に維持されていることを確認する検査（11条検査）を行う必要があります。生活排水を適切に処理するため、浄化槽の性能維持のため毎年実施する法定検査について実施率を向上させる必要があります。	・・・毎年1回浄化槽の性能が性状に維持されている・・・ → 下線部 正常	御意見のとおり修正します。	19	37
4	19	38	No.3と同じ	生活排水を適切に処理するため、浄化槽の性能維持のため毎年実施する法定検査について実施率を向上させる必要があります。 →11条検査実施率が全国平均よりも大きく低い事実を課題として明らかに記載すべき。この文書ではインパクトに欠ける。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「本県における11条検査の実施率は全国平均を下回っている現状を踏まえ、生活排水を適切に処理するため、適正な維持管理やその状況を確認する11条検査受検の実施をさらに促進していく必要があります。」	19	38
5	20	34	ア 1人1日当たりのごみの排出量(g/人・日) (略) ごみの排出削減、減量化は、県民一人ひとりの取組みが重要であることから、県民にわかりやすくかつ取組みやすい目標として設定する必要があります。	取組みやすい→取り組みやすい 【理由】他箇所に合わせる(動詞として使用する場合は「取り組む」)	御意見のとおり修正します。	20	35

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容			頁	行
6	20	38	一方で、本県の平成20年度の1人1日当たりのごみ排出量は全国平均を上回っており、ごみの排出削減をさらに推進する必要があります。こうしたことから、国的基本方針においては排出量を平成19年度に対し5%削減することとしていますが、本計画においては、平成27年度の1人1日当たりのごみ排出量の予測値96.4g/人・日から概ね5%、約50g削減し、91.5g/人・日とすることを目標とします。	本計画においては、平成27年度の1人1日当たりのごみ排出量の予測値96.4g/人・日から概ね5%、約50g削減し、91.5g/人・日とすることを目標とします。 →本県の平成20年度の1人1日当たりのごみ排出量が全国平均を上回っている要因をどのように分析・把握し、その結果に基づいて何をどのように推進すればH27の予測値をさらに5%削減できるとシミュレートしているのかが全く明らかにされていない。単に「削減する必要がある」といっているだけで、何らそのための具体的な施策を提示できないのでは、結局これまでと同レベルの施策を総合的に漫然と継続して、結果的に次回の計画改訂時においても未達成に終わるだけではないのか。	原文通りとします。 計画素案の目標は、平成22年度に国が廃棄物処理法に基づき改正した基本方針を踏まえ、設定したものです。 計画素案P20に記載したように、国の基本方針では、平成27年度のごみの排出量を平成19年度比5%削減としています。県の平成19年度のごみ排出量から5%削減した量の試算結果は、平成27年度の排出見込み量を上回っています。一方で本県の平成20年度の1人1日当たりのごみ排出量が全国平均を上回っていることから、国的基本方針では平成19年度比5%削減としているものを、平成27年度発生見込み量から5%削減させたもの目標値としたものです。	20	39
7	21	7	イ リサイクル率(%) (略) 国の基本方針では、平成27年度の再生利用率を25%に増加することとしています。旧処理計画における目標値は26%でしたが、平成27年度の予測値は19.4%となっています。 こうしたことから、本計画においては、旧処理計画の目標値26%を平成27年度の目標値とします。	旧処理計画における目標値は26%でしたが、平成27年度の予測値は19.4%となっています。こうしたことから、本計画においては、旧処理計画の目標値26%を平成27年度の目標値とします。 →県は旧計画のリサイクル率の目標値が未達成だったことの要因をどう分析し、新計画ではその反省を踏まえてどの点に重点を置いてどう施策展開しようとしているのかがまるでみてこない。達成できなかったから目標年次を先送りしただけではないか。P22に書いてあるのはどれもこれまで取り組んできた施策そのものに過ぎず、こんなもので目標値を達成できると本気で考えているのだろうか。県の本気度がわかるようなインパクトのある施策が欲しい。	原文通りとします。 旧処理計画で設定した平成22年度の目標値のうち、1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率は目標値を達成できない見込みとなっています。1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率は市町村間でばらつきが生じており、目標達成のためには、市町村間でばらつきが生じる原因や課題を分析し、その結果を市町村等のごみ処理事業に反映させていく必要があります。こうしたことから、市町村等の協力を得て分析・検討を行う予定で、分析結果や市町村と県の役割分担を踏まえた技術的支援等を行うこととしています。	21	7

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容			頁	行
8	21	16	表3-1-2 ごみ排出量等の目標値	「1人1日当たりのごみ排出量」及び「リサイクル率」について、平成26年度の目標値を記載する。 【理由】総合計画では、計画の最終年度である平成26年度の目標値を載せることとしており、上位計画との整合性を図る必要があるため。	今回策定する廃棄物処理計画の目標年度は平成27年度としていることから、福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」の最終年度である平成26年度の目標値を追加しました。	21	16
9	22	1	(4) 日常生活での取組みの推進 (略) ○生ごみは重量比でごみ全体の約4割を占めていることから、「食べ物を大切にする」という意識醸成や生ごみの水切りの徹底など生ごみの減量化の取組みの普及・啓発を図ります。また、生ごみの堆肥化を地域ぐるみで実施する取組みが広まるよう、地域間の連携や情報交換を促進します。	生ごみの堆肥化を地域ぐるみで実施する取組みが広まるよう、地域間の連携や情報交換を促進します。 →地域間の連携を進めることができるのはなぜ生ごみの堆肥化の取組みを広めることになるのかよくわからない。地域間で連携して堆肥化を進めることは、ある地域の生ごみを他の地域に持つて行くことなのか。	生ごみの堆肥化は各家庭で行われているものや、地域的なひろがりを持って行われているもの、市町村単位で行われているものなど、いろいろな取組みがあります。素案の記載はこうした状況を踏まえたものですが、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「地域ぐるみでの生ごみの堆肥化の取組みが広まるよう情報交換を促進します。」	22	7
10	22	4	(5) 地域での取組みの推進 ○再生利用の推進や分別等への意識を醸成するため、市町村と連携し、自治会、子供会、NPOなどによる古紙や空き缶などの資源物の集団回収を実践しやすい環境づくりに努めます。 →集団回収を実践しやすい環境づくりとは具体的にどのような内容なのか。一般廃棄物の収集・処理については第一義的に市町村の事務であり県がいかなる手法で集団回収の環境づくりをするのかよくわからない。	再生利用の推進や分別等への意識を醸成するため、市町村と連携し、自治会、子供会、NPOなどによる古紙や空き缶などの資源物の集団回収を実践しやすい環境づくりに努めます。 →集団回収を実践しやすい環境づくりとは具体的にどのような内容なのか。一般廃棄物の収集・処理については第一義的に市町村の事務であり県がいかなる手法で集団回収の環境づくりをするのかよくわからない。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「再生利用の推進や分別等への意識を醸成するため、自治会、子供会、NPOなどによる古紙や空き缶などの資源物の集団回収が進むよう、市町村等に対し、各地域での取組事例等の紹介などを行います。」	22	10

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容			頁	行
11	22	8	(エ) 事業者の取組みの推進 ○ごみの約3割を占める事業系一般廃棄物の減量化のため、事業者に対し、ごみの発生抑制や減量化の実践事例の紹介など事業系ごみ削減の取組みを促進します。	ごみの約3割を占める事業系一般廃棄物の減量化のため、事業者に対し、ごみの発生抑制や減量化の実践事例の紹介など事業系ごみ削減の取組みを促進します。 →ごみの発生抑制や減量化の実践事例の紹介は県が事業者に対して行う情報提供だと思うが、この文章だと事業者が他の事業者に自分の取組みを情報提供するようにも読める。こうした誤解を防ぐため、「ごみの発生抑制や減量化の実践事例の紹介など」は、「ごみの発生抑制や減量化の実践事例を紹介するなどして、」にしたほうがよい。	御意見のとおり修正します。	22	14
12	22	38	○ごみ処理に要するコストの把握は効率的なごみ処理のための施策への反映が期待されることから、平成19年6月に国が一般廃棄物処理事業のコスト分析に関する標準的な手法として示した「一般廃棄物会計基準」により、市町村等が行うコスト分析を促進します。また、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を踏まえて、市町村等によるごみ処理のコスト分析、循環的利用、適正処分等の取組みを促進します。	P22-38のコスト分析とP23-1のコスト分析はどう違うのか。この文章からだけではよくわからない。違うのであれば違いがわかるように記載すべきだが、全体の流れからすれば、P23-1のほうは不要。	御意見を踏まえ、P23 1行目を以下のとおり修正します。 「…市町村等によるごみの循環的利用や適正処分等の取組みを促進します。」	23	7
13	23	26	(3) ごみの適正処理の推進について	「(3) ごみの適正処理の推進について」の項の中で、「新型インフルエンザ蔓延時における業務継続」について触れておく必要があるのでないか。	御意見を踏まえ、以下の記載を追加します。 「新型インフルエンザ発生時にごみ処理が着実に継続されるよう、平成21年3月に国が示した「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえ、市町村等における事業継続計画の策定等を促進します。」	24	10

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容			頁	行
14	25	4	(1) 県民の役割 (略) ○マイバッグの持参、再生品の使用、ごみの少ない商品の購入等ごみの発生抑制や再生利用に努め、ライフスタイルの見直しを行います。	「ごみの少ない商品」という言葉はどういう意味なのか。わかりにくい。なんとなく、「当該商品の使用に際して出るゴミの少ない商品」という意味なのだろうとは思うが、もっといい表現はないのか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「ごみの少ない商品の購入」→「ごみの発生の少ない商品の購入」	25	13
15	25	6	○「3R」や「もったいない」など常に意識し、ものを簡単に捨てない、できるだけ長く使用するなど、ものを大切にし、無駄をなくす工夫をするとともに、修理・修繕等による再使用に努めます。	「3R」や「もったいない」など常に意識し→「3R」や「もったいない」などを常に意識し	御意見のとおり修正します。	25	15
16	25	33	(3) 市町村の役割 ○一般廃棄物の処理責任者として、処理施設の耐用年数などを考慮した長期的視点及び循環型社会形成に対応した一般廃棄物処理計画を策定(改定)し、計画に基づき、ごみの発生抑制、減量化、再生利用、適正処理を推進します。	処理施設の耐用年数などを考慮した長期的視点及び循環型社会形成に対応した一般廃棄物処理計画を策定(改定)し →処理施設の耐用年数などを考慮した長期的視点に立ち、循環型社会形成に対応した一般廃棄物処理計画を策定(改定)し、(「及び」でつなぐと「視点に対応した計画」という意味になる。)	御意見のとおり修正します。	26	2
17	25	36	○ごみの発生抑制、減量化、再生利用、分別収集が促進されるよう、住民への普及啓発に努めます。	ごみの発生抑制、減量化、再生利用、分別収集が促進されるよう、住民への普及啓発に努めます。 →市町村の役割としては、単なる普及啓発にとどまらず、例えば生ごみ堆肥化設備の設置助成など、より積極的な関わりが期待されているし、また既にこうした取組みを進めている自治体も少なくない。また、3Rの推進には、ゴミ問題に高い関心を持つNPOや市民団体との連携・協働も重要なはず。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「ごみの発生抑制、減量化、再生利用、分別収集が促進されるよう、学校教育や地域コミュニティ、NPO等と連携し、住民や事業者への普及啓発や、各主体の自主的な取組みの促進に努めます。」「生ごみのリサイクルはごみ減量化に効果的であることから、生ごみ処理機やコンポストの普及により、ごみ減量化のための生ごみのリサイクル促進に努めます。また、堆肥センターなどの整備の推進に努めます。」	26	7

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容			頁	行
18	26	3	○ごみの不法投棄防止等不適正処理に対する監視・指導を適切に行い、不適正処理の未然防止と早期発見に努めます。	ごみの不法投棄防止等不適正処理に対する監視・指導を適切に行い、不適正処理の未然防止と早期発見に努めます。 →不法投棄防止は、市町村が地域住民の力も借りながら地域ぐるみで監視・通報体制を構築することが必要。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「ごみの不法投棄等不適正処理に対し、各市町村で設置している監視員や地域住民、不法投棄等に関する情報提供協定を締結している事業者等との連携協力により、地域ぐるみで監視・通報体制を構築し、未然防止と早期発見に努めます。」	26	17
19	34	37	2 楽 産業廃棄物の目標達成状況と将来予測	「2 産業廃棄物の目標達成状況と将来予測」の項の中でH18に導入された産業廃棄物税についてその概要と税収規模及び税収の使途について解説しておいたらどうか。 同税は、経済的インセンティブによって産業廃棄物の発生抑制、最終処分量削減を目指したものであり、ここで述べられてる産業廃棄物の目標達成状況と将来予測に極めて大きな関わりを持っている。県民や事業者に対してこの計画の中でその成果と評価についてふれる事は県としての説明責任でもある。	原文通りとします。 産業廃棄物税が、産業廃棄物の減量という目的に対して果たす役割は大きいと考えられますが、本計画中に示した目標達成状況等は、各種施策全体によってもたらされた成果であり、その中からある特定の施策による成果のみを明確に区分して評価することは非常に困難であることから、産業廃棄物税の成果に対する評価という形は採りませんでした。 なお、産業廃棄物税については、本文中に、今後も施策として実施していくことを記載しており、また、巻末の用語解説において、概要的ではあります、目的や使途について記載しています。	34	37
20	35	21	これを実態調査結果に基づく平成22年度の予測値と比較すると、表4-9のとおり、主要な4種類の廃棄物のうち、ばいじんを除く3種類は、減量化率以外の項目で目標値を達成する見込みですが、ばいじんは目標値が設定されているいずれの項目でも目標値を達成できない見込みです。 →これは電気業におけるばいじん発生量及び再生利用量の動向に起因すると思われるが、そのように記載した方がわかりやすい。	これを実態調査結果に基づく平成22年度の予測値と比較すると、表4-9のとおり、主要な4種類の廃棄物のうち、ばいじんを除く3種類は、減量化率以外の項目で目標値を達成する見込みですが、ばいじんは目標値が設定されているいずれの項目でも目標値を達成できない見込みです。 →これは電気業におけるばいじん発生量及び再生利用量の動向に起因すると思われるが、そのように記載した方がわかりやすい。	原文通りとします。 産業廃棄物の現状の中で、本県の産業廃棄物の排出処理状況に、電気業の特にばいじんが大きく影響していることについて特記しており、それにより達成度との関連性が明らかであることから、ここでは特定の業種を挙げた記載とはしなかったものです。	35	21

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等
	頁	行	本文内容			
21	37	1	ウ 最終処分場の残余年数の見通し	「ウ 最終処分場の残余年数の見通し」→「ウ 最終処分場の残余容量及び残余年数の見通し」	原文通りとします。 この項目は、残余年数を示すためのものであり、残余容量はあくまでも残余年数を算出するために用いたデータのひとつという位置付けです。	37 1
22	37	5	ウ 最終処分場の残余年数の見通し 処理業者が設置する最終処分場の残余年数について、今後の最終処分場設置動向を加味した上で、平成20年度の処分実績と平成27年度までの最終処分量の将来予測値の変動率を基に試算、推計すると、表4-12のとおり、平成27年度末時点の残余年数は、管理型*で12.8年、安定型*で15.3年と予測されます。	安定型で15.3年と予測されます。→安定型で15.3年、また、残余容量は、管理型で2,571km <sup>3</sup> 、安定型で2,074m <sup>3</sup> と予測されます。 表4-12及び37頁以下において最終処分場の見通しについて、残余年数ではなく、残余容量で判断されている（P38 14行・29行、P40 18行）	原文通りとします。 最終処分場の見通しは、残余容量の逼迫状況により判断しますが、逼迫状況は、国の基本方針に示す「残余年数10年以上」を自安として判断しており、残余容量そのものから判断しているものではありません。 なお、その旨を明確にするため、以下のとおり修正し、表4-12の表題から「残余容量」を削除します。 「安定型で15.3年と予測され、管理型、安定型とも国の基本方針に示される残余年数10年以上を確保できると見込まれます。」	37 5
23	37	34	のことから、今後も排出抑制等の取組みを継続し、より一層強化していくことが必要です。	のことから、今後も排出抑制等の取組みを継続し、より一層強化していく必要があります。 →このことから、今後も排出抑制や再生利用等の取組みを継続し、より一層強化していくことが必要です。 再生利用量が減少することから再生利用の取組みを明確にする。	当項目の標題でも「排出抑制等」と表記しており、「等」に再生利用や減量化など、全てが含まれる意図で記述していますが、なお、御意見のとおり修正します。	37 34
24	39	16	表4-13 産業廃棄物の排出量等の目標値	「排出量」及び「再生利用・減量化率」について、平成26年度の目標を記載する。 【理由】総合計画では、計画の最終年度である平成26年度の目標値を載せることとしており、上位計画との整合性を図る必要があるため。	No. 8と同じです。	39 21

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容			頁	行
25	41	3	イ 再生利用等の促進 (略) ○再生処理施設等の情報の収集や提供を行い、再生利用ルートを形成、確保します。	再生処理施設等情報の収集や提供を行い、再生利用ルートを形成、確保します。 →この表現だと県自らが再生利用ルートを形成・確保するようにも読めるが、県が行うのはあくまで情報提供であり、ルートの形成・確保はその情報を活用して経済ベースで事業者が行うものであるはず。したがって「再生利用ルートを形成、確保します」ではなく、「再生利用ルートの形成・確保を支援します」であるべき。	県自らがルート形成等に関わっている事例もありますが、御指摘のとおり、実態としては支援の形で行っているものがほとんどであるので、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ○再生処理施設等の情報の収集や提供を行い、再生利用ルートの形成、確保を支援します。	41	5
26	41	15	(2) 産業廃棄物の適正処理の推進	(2) 産業廃棄物の適正処理の推進 昨年の法改正によって、新たに排出事業者に対して、産業廃棄物を事業場外で保管する際に都道府県知事に事前に届け出る制度が設けられ、また、産廃処理業者に対する排出事業者による実地確認が規定された。こうした法改正を受けた県の対応についてこの項で記載しておくべき。	原文通りとします。 本県では、法改正以前より、条例や指導要綱において、事業場外保管の届出や排出事業者による実地確認を規定しており、法改正を受けて、県の対応がこれまでと大きく変わることはないため、特に記載しませんでした。 なお、今後とも監視指導の強化により、適正処理のより一層の推進を図っていきます。	41	17
27	41	25	イ 不適正処理への対応 ○悪質な不適正処理に対しては、原因者等に対し、その支障の除去の措置等を講ずることを強く指導するとともに、行政処分を迅速かつ厳正に行います。	「イ 不適正処理への対応」としては、不適正事案の発見後の対応しか書かれていないが、早期発見や発生抑制のための監視体制についても再掲でもよいから記述すべき。(記述しないとバランスを欠いた印象)	御意見を踏まえ、以下の記載を追加します。 「○不適正処理の発生防止や早期発見のため、監視体制をより一層強化します。」	41	27

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容			頁	行
28	41	26	No.27に同じ	<p>悪質な不適正処理に対しては、原因者等に対し、その支障の除去の措置等を講ずることを強く指導するとともに、行政処分を迅速かつ厳正に行います。</p> <p>→迅速・厳正な処分を行うことは当然にしても、処分後原因者の無資力等によって相当長期間放置してある事例も県内には数多い。民間補助の活用や関係団体・事業者の協力等を要請することなどにより、原状回復の見通しが立った事案もいくつあると聞いているので、こうした取組みをもっと積極的に進めるべき。</p>	<p>原文通りとします。</p> <p>御意見は、今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>	41	29
29	42	1	(3) 産業廃棄物処理施設の適切な整備環境の確保	<p>「(3) 産業廃棄物処理施設の適切な整備環境の確保」に関して、「設置許可が取り消された旧産業廃棄物処分場の適正管理の確保」が計画期間内の大きな課題であるので、ここに県の基本的考え方を明記すべき。</p>	<p>原文通りとします。</p> <p>「設置許可が取り消された旧産業廃棄物処分場の適正管理の確保」が大きな課題であることは確かですが、特定の施設に係る個別の問題であることから、廃棄物処理計画の中に記載することは馴染まないと思われます。</p>	42	4
30	42	6	○産業廃棄物処理に関する実態調査等を行い、県内における処理状況を継続的に把握し、予測される状況の変化に応じた施策を速やかに実施することにより、安定的な処理体制を確保していきます。	<p>「○産業廃棄物処理に関する実態調査等を行い、県内における処理状況を継続的に把握し、予測される状況の変化に応じた施策を速やかに実施することにより、安定的な処理体制を確保していきます。」</p> <p>→「○・・・予測される状況の変化に応じた施策を速やかに実施することや最終処分場については残余容量を把握するなどし、処理施設設置者の安定した経営基盤が維持できるよう、安定的な処理体制を確保していきます。</p> <p>産業廃棄物処理施設の設置者は、適正な処理が行えるよう施設を維持管理することが求められており、それを継続して的確に行うためには、安定した経営基盤が必要とされます。</p>	<p>原文通りとします。</p> <p>この施策の目的は、あくまでも安定的な処理体制の維持であり、処理施設設置者の経営基盤の維持は、そのために必要な要素のひとつとは考えられますが、それ自体が施策の目的となるものではありません。</p>	42	9

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容			頁	行
31	43	5	(3) 処理業者の役割 ○受託した産業廃棄物及び処理残さについては、適正な循環的利用に努めます。 ○処理の受託に当たっては、処理基準等を遵守し、適正な処理を行います。	○受託した産業廃棄物及び処理残さについては、適正な循環的利用に努めます。○処理の受託に当たっては、処理基準等を遵守し、適正な処理を行います。 →○産業廃棄物の処理を受託する当たっては、処理基準を遵守し、適正な処理を行うとともに再生利用等の推進に努めます。 処理を受託した産業廃棄物の処理は、排出事業者との契約において処理することとされています。	御意見のとおり修正します。	43	8
32	46	14	(4) 原状回復指導 発覚した不法投棄案件については、警察、市町村と連携し、原因者等に対し、その支障の除去等の措置を講ずることを強く指導し、原状回復を速やかに行わせるとともに、刑事、行政等あらゆる面で厳しくその責任を追及し、県内において不法投棄がしにくい環境を作っていくまます。	不法投棄がしにくい→不法投棄をしにくい	御意見のとおり修正します。	46	14

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容			頁	行
33	47	17	<p>2 県外物の今後の取扱い方針 県内における産業廃棄物の適正処理を推進していくためには、県内物を優先して受け入れ処理する体制を維持していくことが重要です。そのため、中間処理業者及び最終処分業者への県外物の搬入については、県産業廃棄物条例の事前届出制度により、県内物優先処理体制が確保されるよう今後も継続して指導していきます。</p> <p>また、最終処分業者への県外物の搬入割合については、最終処分場の残余年数確保の観点から、引き続き 20%以下を目標としつつ、近年、県内物が減少傾向にある状況も踏まえながら指導していくこととします。</p>	<p>2 県外物の今後の取扱い方針 → 2 県外産業廃棄物の今後の取扱い方針 1と整合を図る。</p>	<p>原文通りとします。 「1 現状」の中で、「県外で発生した産業廃棄物（以下「県外物」という。）」と既に定義しているので、それ以下においては略語としています。</p>	47	17
34	47	18	No.3 3と同じ	<p>現在、県内で発生した汚染土壌は、県外廃棄物として扱われ届出が必要とされています。20%以下の目標値にこの汚染土壌も含まれるのでしょうか？県内汚染土壌を適正に処理し、県土を守ることは重要な責務と考えます。県内で発生した汚染土壌であれば、県内廃棄物として取り扱うべきではないでしょうか。</p>	<p>原文通りとします。 汚染土壌の取扱いについては、現在検討中です。</p>	47	17
35	47	18	No.3 3と同じ	<p>排出事業者の役割(P42, 35~37行)の中に「優良業者を選定し、～必要な措置を講じるようになります。」と記載されています。県外物の搬入指導により、廃棄物の広域処理の観点から、県外排出事業者の選択肢を狭めることになり、相反するのではないですか？</p>	<p>原文通りとします。 いずれも、適正処理の確保というひとつの目的のための施策であり、直接的に相反するとは考えません。</p>	47	18
36	47	20	No.3 3と同じ	<p>県外物の搬入について →県外産業廃棄物の搬入について</p>	<p>No.3 3と同じです。</p>	47	20

No.	パブリック・コメント時の頁・内容				意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容				頁	行
40	47	22	No.3 3に同じ		目的が最終処分残余容量の確保、あるいは残余年数の確保であれば、「県内で発生する最終処分率」、「県内リサイクル率」、「県外搬入量」、「最終処分場の新設・増設」が要因にあげられると考えます。こういった要因がある中、県外搬入量についてのみ20%を目標に掲げる根拠はなんですか。	原文通りとします。 「県外物割合20%以下」は、現況の処分実績や将来予測を基に、残余年数10年以上を十分に確保できる数値として設定しています。 御指摘のような状況変化への対応も、後段の「近年、県内物が減少傾向にある状況を踏まえながら・・・」の記述により、視野に入れています。	47	22
41	47	23	No.3 3に同じ		最終処分場の残余年数確保の観点から 県外産業廃棄物の搬入割合を20%以下を目標とすることが最終処分場の残余年数の確保とされていますが、最終処分場の残余年数は、県外廃棄物の搬入量だけではなく、最終処分率、リサイクル率、最終処分場の新增設等の要因によると考えられます。こうした要因がある中、県外産業廃棄物の搬入割合を「20%以下を目標としつつ」とされることの効果はどのように考えられるのでしょうか。	No. 4 0に同じです。	47	23
42	47	23	No.3 3に同じ		「県外物の搬入割合について」 廃棄物処理制度専門委員会報告書（平成22年1月15日中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会）では、「県外産業廃棄物の流入規制の対策についてその内容及び運用を継続的に把握し、地方自治体と対話し撤廃又は緩和を働きかけていくことが必要と考えられる。」（報告書P14） このことについて、どのようにお考えでしょうか。	原文通りとします。 各々の自治体の方針、判断が基本であると考えます。	47	23

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容			頁	行
37	47	21	No.3 3に同じ	「県内物優先処理体制が確保されるよう今後も継続していきます」、「20%以下を目標にしつつ、～指導していくこととします」とありますが、福島県が実施した廃棄物実態調査（平成22年3月）で、いわき市が56.1%という結果に至っている状況の中、県として今後公平性を確保する為に、具体的には、どのような指導になるのでしょうか？	原文通りとします。 いわき市は中核市であるため、県条例に基づく事前届出制度が適用になりません。 しかし、廃棄物処理計画は、中核市も含んだ県域全体に係るものであることから、いわき市に対し、計画に示す施策への協力を強く要請していくものです。	47	21
38	47	22	No.3 3に同じ	「また、最終処分業者への県外物の搬入割合については、最終処分場の残余年数確保の観点から、引き続き20%以下を目標としつつ、近年、県内物が減少傾向にある状況も踏まえながら指導していくこととします。」 →「また、最終処分業者への県外物の搬入割合については、最終処分場の残余容量確保の観点から、引き続き20%を目標としつつ、近年、県内物が減少傾向にある状況も踏まえながら指導していくこととします。」 最終処分場の状況については、残余年数ではなく、残余容量で判断されています。（P38） 数値目標は、指導値であると考えられます が、実態として規制値として運用される場合もあると考えられます。	原文通りとします。 最終処分場の状況は、残余年数により判断しています。 県外物割合の20%は、上限目標であるため、「以下」とすることが適当と考えます。	47	22
39	47	22	No.3 3に同じ	県内廃棄物を県外へ排出する際には、目標値が設定されていないのに対し、県外からの搬入についてのみ20%以下という目標を掲げるのはなぜですか。	原文通りとします。 この施策の目的が、県内の最終処分場の残余年数の確保であり、県外物の無秩序な搬入は、残余年数を減少させる要因となるものだからです。	47	22

No.	パブリック・コメント時の頁・内容			意見等	対応	変更後の頁等	
	頁	行	本文内容			頁	行
43	47	23	No.3 3に同じ	「引き続き20%以下を目標としつつ、近年、県内物が減少傾向にある状況も踏まえながら」 →「引き続き概ね20%としつつ、近年、県内物が減少傾向にある状況を最終処分業者の安定した経営基盤維持等も踏まえながら」	原文通りとします。 県外物割合の20%は、上限目標であるため、「以下」とすることが適当と考えます。 「県内物が減少傾向にある状況も踏まえる」とは、県内物の減少が様々な方面に及ぼす影響等を広範に踏まえることを意図しています。	47	23
44	47	24	No.3 3に同じ	「指導していく」→行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第2条第6号に規定される「行政指導」と解してよろしいでしょうか。 また、担当機関において、数値目標が規制値としてではなく運用される方法等について、どのように考えているのでしょうか。	原文通りとします。 本計画中における「指導」とは、行政指導を指します。 運用については、文中に示すとおり、県内物が減少傾向にある状況等も踏まえながら判断します。	47	24
45	47	24	No.3 3に同じ	「指導していく」とあるが、行政指導とした場合、各振興局において、「20%」という目標値が「規制化」しないような具体的な指導方法について教えてください。	No.44に同じです。	47	24
46	全体			全体として、法の遵守をもとに規制的側面が強く、循環型社会形成のための取組みや業者の育成に関する視点にかけるきらいがある。	原文通りとします。 今般の廃棄物処理法の改正を受け、処理施設の熱回収の促進や、処理業者の特例優良許可制度の利用促進等を、新たな施策として盛り込んでいます。	全体	

